

平成21年度相談支援事業評価試行事業 自己改善計画の概要

事業者名	取組み方針	取組み期限
事業者（ア）	相談記録等の書式を作成する（フォーマット化を図る）。	早急に
	個別支援会議等で地域課題を共有できるよう、情報発信をしていく。	随時
	事業所内で事例検討の場を設ける。	随時
事業者（イ）	同意書の様式を作成し、必要に応じて2枚作成し、相談者と相互に取り交わす。	H22.4まで
	相談支援の記録について、統一した書式を用意する。	H22年度中
	法人内の会議においてケース報告を行い、助言を受ける。	H22年度中
事業者（ウ）	来所困難者には、月1～2回は訪問を行う。	H22年度中
	家族、関係機関等よりの情報収集の向上を図る。	H22年度中
	支援方法を所内会議等で検討し、仮説を打ち出す。	H22年度中
事業者（エ）	引継ぎや連携が必要な機関を明確化し、リストの作成を行う。	順次実施
	口頭だけではなく、書面にて本人・家族から同意を得る。	既に実施済み
	エコマップ作成等も含めた、マネジメント手法の再確認を行う。	順次実施
事業者（オ）	静岡市委託事業であることを、看板・パンフレット等で明示する。	次回作成時まで
	個人情報の管理・処分の方法をマニュアル化し、処分は管理者の責任の下で行う。	H22.6まで
	同意書様式を作成し、書面にて同意を得る。	順次実施
事業者（カ）	支援計画の様式を作成し、第三者による検証が可能な形にする。	H22.6まで
	来所の困難な相談者に対する訪問回数を、月2～3回に増やす。	H22.4まで
	個別支援会議後に、会議録を遅滞なく作成する。	H22.4まで
事業者（キ）	平日の開所時間を延長し、相談者への対応を厚くする。	H22年度から実施
	対応・支援状況や訪問、ケース会議等の内容をまとめた総合支援計画を作成する。	H22年度から実施
	制度・サービスだけではなく、フォーマル・インフォーマルな支援ソース・人材を掘り起こす。	H22年度から実施
事業者（ク）	受付時に相談者の状況の一つひとつを確認する。また、家庭訪問などを行って、再度ニーズを整理する。	随時
	サービスが適切に提供されているか、モニタリングを随時行う。	随時
	ケース会議では、関係機関との連携を深め、目標・方法などについて共通認識を持って取り組む。	随時
事業者（ケ）	支援の進行表を利用し、具体的かつ効果的に支援していく。	即時開始
	支援の見通しを具体的に立てる。	継続して対応
事業者（コ）	相談支援従事者研修について、他の職員にも受講の機会を確保する。	H22.4まで
	スタッフ・ミーティングで、ケースの進行状況の共有と終了後の振り返りを徹底する。	直ちに
	地域の民間団体・ボランティアへの係わりに努力する。（リストの作成）	H22.10まで

(注) 改善計画のうち、各事業者の主な計画を2、3点にまとめて、掲載しております。